

- なお、参考1の例は、病棟で配置されている全看護職員が一年間に日勤・準夜勤・深夜勤で、それぞれ75勤務帯ずつ合計225勤務帯を働けると仮定した場合の、看護職員の実質的な配置密度である。
- ところが、看護職員1人当たりの夜勤回数には制約があるため、実際には、より多くの看護職員を雇用することが必要となる。

<参考2>



注1) 参考1の通り、一人の看護職員の勤務回数は年225回。3勤務帯に均等に勤務すると、看護職員1人あたり、各勤務帯に年75回勤務可能。したがって、年365日の勤務帯すべてに看護職員1名を配置するには、5名(=365÷75)の看護職員を雇用する必要あり。

注2) 夜勤回数に着目すると、一人の看護職員が1年間に可能な夜勤は104回(週2回×年52週)。看護職員1人当たり、深夜・準夜それぞれ半数の52回夜勤すると、年365日の夜勤帯すべてに看護職員を配置するためには、7名(=365÷52)の看護職員を雇用する必要。

## (2) 現行の看護職員配置の実態

- 一般病棟入院基本料を算定している施設における看護職員配置の状況は、次のとおりとなっており、基準を大きく上回っている(別紙2)。

区分	I群			II群
	1	2	3	3
現行の看護職員配置の基準	2 : 1	2.5 : 1	3 : 1	3 : 1
看護職員配置の実態(平均)	1.65 : 1	1.97 : 1	2.18 : 1	2.25 : 1

- 一般病棟入院基本料1~3の全届出施設のうち12%では、既に現行の基準でいう「1.5 : 1」よりも手厚い看護職員配置が行われている。これをI群1届出施設で見ると、全体の23%に及ぶ施設がこうした手厚い配置となっている(別紙3)。

## 2) 看護師比率の状況

- 一般病棟入院基本料を算定している施設の看護職員数に占める看護師数の割合は、次のとおりの実態となっており、I群1及び2届出施設では、現行の基準を大きく上回っている（別紙2）。

区分	I群			II群
	1	2	3	3
現行の看護師比率の基準	70%以上	70%以上	40%以上	40%以上
実際の看護職員数に占める看護師数の割合	94.5%	84.0%	56.0%	64.3%

- また、I群1届出施設のうち14%では、看護師のみ（看護職員に准看護師を含めない）で、既に現行の基準でいう「1.5:1」よりも手厚い看護職員配置が行われている（別紙3）。

## 3) 平均在院日数の状況

- 一般病棟入院基本料を算定している施設における平均在院日数の状況は、次のとおり（別紙4）。
- I群1届出施設では、94.4%が現行の21日以内の基準を満たしており、さらにI群1届出施設の8割以上で、平均在院日数が19日以内となっている。
- I群2届出施設では、98.2%が現行の26日以内の基準を満たしており、さらにI群2届出施設の8割以上で、平均在院日数が24日以内となっている。
- また、I群3届出施設の8割以上で平均在院日数が25日以内、II群3届出施設の8割以上で平均在院日数が44日以内となっている。

### 3. 論点

#### (1) 患者の視点を重視した看護職員配置の表記の在り方について

- 患者の視点を重視し、入院患者に療養環境に関する情報を正しく伝える観点から、現行の看護職員配置に係る表記を改め、それぞれの勤務帯で実際に働いている看護職員の数と入院患者数に対する割合により表記することを検討してはどうか。
- 併せて、それぞれの勤務帯で実際に働いている看護職員の数に関する情報を病棟内に掲示することを義務付けるなど、患者への情報提供の促進方策についても検討してはどうか。

※考えられる新たな表記の例（別紙5）

#### (2) 看護職員配置に係る評価の在り方について

- 実際の看護職員配置が基準を大きく上回っている現状を踏まえつつ、看護職員配置に係る評価の在り方について、看護職員配置の密度の高低によって評価にメリハリを付ける観点から検討してはどうか。
- 夜勤に係る看護職員配置のみに着目して加算を設けている現行の仕組み（別紙1）を改め、夜勤に係る看護職員配置も看護職員配置に係る評価全体の中で併せて評価することとし、この中で昼夜の配置密度については、一定の範囲内で医療機関の裁量に任せることを検討してはどうか。

#### (3) 看護師比率に係る評価の在り方について

- 実際の看護師比率が基準を大きく上回っている現状を踏まえ、看護師比率要件の見直しについて検討してはどうか。

#### (4) 平均在院日数に係る評価の在り方について

- 平均在院日数要件を短縮してきた経緯（別紙6、7）を踏まえつつ、更なる平均在院日数の短縮の促進を図る観点から、平均在院日数要件の見直しについて検討してはどうか。

#### (5) その他

- 一般病棟入院基本料以外の他の入院基本料においても、同様の観点を踏まえた検討を行うこととしてはどうか。